○観光庁告示第一号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）により指定された平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十三年三月二十三日

観光庁長官　溝畑　宏

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条の規定に基づく旅行業の登録	岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の区域並びに青森県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県の区域のうち平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内に主たる営業所を有する者	平成二十三年八月三十一日

○近畿地方整備局告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十三日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　阪神間都市計画道路事業三・五・八十五号園田西武庫線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月二十三日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　兵庫県尼崎市東園田町三丁目、東園田町四丁目、下食満、食満四丁目、食満五丁目及び食満六丁目地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月二十三日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	下関市みもすそ川町九六四番六〇地先官有無番地から同市みもすそ川町二五九四番地先官有無番地まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十三日

○中国地方整備局告示第四十一号

江の川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、国土交通省中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月二十三日

中国地方整備局長　福田　功

次の図面（第八十二号図から第九十五号図まで）の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

（図面省略）

附　則

平成七年二月二十日建設省告示第二百五十一号（河川予定地として指定する件）は廃止する。

○九州地方整備局告示第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十三日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年九州地方整備局告示第百五十一号苅田都市計画道路事業三・四・四号曽根行橋線

三　事業施行期間　自平成十八年八月十八日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十三日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　鹿児島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第二千二百九十三号宮之城都市計画公園事業九・六・一号北薩広域公園

三　事業施行期間　自平成五年十二月九日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十三日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
垂水市牛根麓字小中野一六三六番一から同市牛根麓字磯脇二一七五番二まで	前	八・五〇～一六・六五メートル	一〇・五九～一八・二九キロメートル
	後	一〇・〇～一六・六五メートル	一〇・六一五

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十三日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号	垂水市牛根麓字小中野一六三六番一から同市牛根麓字上村二〇六二番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十三日